

介護老人福祉施設重要事項説明書

(指定事業所番号 千葉県 1271700229 号)

(令和 6 年 8 月 1 日現在)

当施設は契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいこと
をご案内いたします。

当施設のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護 3」・「要介護
4」・「要介護 5」の認定をされた方が対象となります。 要介護認定をまだ
受けていない方でも入所は可能です。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 佐倉厚生会 |
| (2) 法人所在地 | 千葉県佐倉市鐺木町 3 4 6 番地 |
| (3) 電話番号 | 0 4 3 - 4 8 6 - 5 0 5 0 |
| (4) 代表名氏名 | 理事長 遠山 正博 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 5 5 年 6 月 5 日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類
指定介護老人福祉施設

(2) 施設の目的

当施設は、介護保険法令等に従い、契約者が、その有する能力に応じ
可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを
目的として、契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設
等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を
必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用い
ただけます。

- | | |
|----------------|--|
| (3) 施設の名 称 | 特別養護老人ホーム さくら苑 |
| (4) 施設の所 在 地 | 千葉県佐倉市鐺木町 3 4 6 番地 |
| (5) 電 話 番 号 | 0 4 3 - 4 8 6 - 5 0 5 0 |
| (6) 施 設 長 氏 名 | 林 満 |
| (7) 施設の運 営 方 針 | 介護を受ける立場を考慮し自立に向けての援助
価値観と生活の継続性の尊重
良好なコミュニケーションと生活の質の向上 |

(8) 開設年月日 昭和56年4月10日

(9) 利用定員 80人

3. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 2,905,68 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

[短期入所生活介護] (事業所番号 1271700211)

[地域密着型通所介護] (事業所番号 1271700203)

[訪問介護] (事業所番号 1271700195)

[居宅介護支援事業所] (事業所番号 1271700187)

4. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、4人部屋または2人部屋のどちらかの居室になります。どちらの居室に入居されるかは、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご相談のうえ決めさせていただきます。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	7室	多床室
4人部屋	18室	多床室
合計	25室	
食堂	2室	
機能訓練室兼食堂	1室	
浴室	2室	一般浴・特殊浴槽・チェア浴
医務室	1室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

<居室の変更>

- (1) ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。
- (2) 感染症等により居室の変更が必要であると医師が判断した場合。
- (3) 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、居室の変更が必要であると医師が判断した場合。

上記に該当する場合は、ご家族等と協議の上実施するものとします。

5. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

令和6年4月現在〔単位：名〕

職 種	計
1. 施設長（管理者）	1名
2. 副施設長	1名
3. 介護職員	30名以上
4. 看護職員	4名以上
5. 生活相談員	2名以上
6. 介護支援専門員	1名以上
7. 機能訓練指導員	1名以上
8. 医師	2名以上
9. 管理栄養士	1名以上

〈配置職員の職種〉

介護職員・・・ご契約者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談助言等をおこないます。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援をおこないます。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等もおこないます。

機能訓練指導員・・・ご契約者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員・・・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

医師・・・ご契約者に対して健康管理および療養上の指導を行います。

〈主な職種の勤務体系〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週 水・金曜日 9：30～11：00
2. 介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早番 7：30～16：15 4名
	日勤 8：30～17：15 2名
	遅番 10：00～18：45 5名
	夜勤 17：00～ 9：10 4名
3. 看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日勤 8：30～17：15 2名

※土日は上記と異なります

6. 介護保険利用料金

(ご契約者の負担は介護保険負担割合証に記載された割合となります。)

<基本施設サービス費(従来型多床室)>

※R6.4 改定

1 単位 = 10.45 円

ご利用者の 要介護度		単位	1日当たりの負担金		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
介護サービス費	要介護1	589単位/日	616円	1,231円	1,847円
	要介護2	659単位/日	689円	1,378円	2,066円
	要介護3	732単位/日	765円	1,530円	2,295円
	要介護4	802単位/日	838円	1,676円	2,514円
	要介護5	871単位/日	911円	1,821円	2,731円
精神科医療指導加算		5単位/日	6円	11円	16円
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)		12単位/日	13円	25円	38円
日常生活継続支援加算		36単位/日	38円	76円	113円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ		13単位/日	14円	27円	41円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18単位/日	19円	38円	57円

<1ヶ月単位の加算>

項目		単位	1月当たりの負担金		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50単位/月	53円	105円	157円
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		110単位/月	115円	230円	345円
経口維持加算(Ⅰ)		400単位/月	418円	836円	1,254円
協力医療機関 連携加算	令和6年度	100単位/月	105円	209円	314円
	令和7年度以降	50単位/月	53円	105円	157円

<発生時のみの加算(対象者のみ)>

項目		単位	1日(月・回)当たりの負担金		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
福祉施設初期加算(入所または、退院後30日間)		30単位/日	32円	63円	94円
看取り 介護加算 (Ⅰ)	逝去日以前31日				
	以上45日以下	72単位/日	76円	151円	226円
	逝去日以前4日				
	以上30日以下	144単位/日	151円	301円	452円
逝去日前日 及び前々日		680単位/日	711円	1,422円	2,132円

	逝去日	1,280単位/日	1,338円	2,676円	4,013円
外泊時費用 (入院日・退院日・外泊初日 および帰苑日を除く6日間) (月をまたぐ場合12日間)		246単位/日	257円	514円	771円
安全対策体制加算 (入所時のみ1回)		20単位/回	21円	42円	63円
療養食加算(療養食を提供した 場合のみ1回あたり)		6単位/回	7円	13円	19円
認知症行動・心理症状緊急対応 加算 (1日当たり:7日間限定)		200単位/日	209円	418円	627円
再入所時栄養連携加算		200単位/回	209円	418円	627円
若年性認知症利用者受入加算		120単位/日	126円	251円	377円
退所前連携加算		500単位/日	523円	1,045円	1,568円
退所前訪問相談援助加算		460単位/日	481円	962円	1,443円
退所時相談援助加算		400単位/日	418円	836円	1,254円
退所後訪問相談援助加算		460単位/日	481円	962円	1,443円

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定の単位数に×14,0%が加算されます。

※契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険適用外のご利用者は、1日あたりの利用料金の全額をご負担頂きます。

<実費負担分として>

居住費（自己負担）外泊時費用が発生した際にも所定の期間かかります。	
令和6年7月31日まで	855円/日
令和6年8月1日から	915円/日

食費（自己負担）	1,550円/日
おやつ代（飲み物含む）	100円/日
貴重品管理費	1,500円/月
理美容サービス費	1,000円/回
レクリエーション、クラブ等の材料費	材料等の実費

※なお、「居住費」「食事」に係る費用について、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

◇支払方法

当月の料金の合計の請求書を翌月の15日までに契約者または代理人に通知します。ご指定の金融機関から毎月27日（金融機関休業日の場合は、翌日以降の営業日）に自動引き落としになります。

（1ヶ月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

7. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

また、同医療機関での受診により、緊急入院等が必要と判断された場合には、同病院からの入院案内の指示に従い、直ちに入院させることを了承願います。この場合、諸般の事情などにより他の医療機関等への転院を希望される場合には、速やかな転院手続きをして下さい。

◇協力医療機関

医療機関の名称	公益財団法人 日産厚生会 佐倉厚生園病院
所在地	佐倉市鏑木町320番地
診療科	内科・代謝内分泌内科・呼吸器内科・脳神経内科 消化器内科・循環器内科・血液内科 リハビリテーション科・脳神経外科

医療機関の名称	医療法人社団 愛信会 佐倉中央病院
所在地	佐倉市栄町20番地4号
診療科	内科・消化器内科・糖尿病内分泌内科・呼吸器内科 循環器内科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科 皮膚科・形成外科・リハビリテーション科

8. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成およびその変更は次の通り行います。

- ①当施設の介護支援専門員が施設サービスの原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当します。
- ②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者およびその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③施設サービス計画は、6ヶ月（*要介護認定有効期間）に1回、もしくはご契約者およびその家族の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者およびその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対するサービスを提供するにあたり、次の事項を守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、ご契約者から聞き取り、確認のうえサービスを提供します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、ご契約者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。感染症や災害が発生した場合であっても、契約者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。
- ④科学的介護の取り組みを推進し、提供するサービスの質の向上に努めます。
- ⑤認知症についての理解を深め、契約者本人を主体とした介護を行うことで、その方の尊厳を守ります。認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じます。

⑥契約者及び他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合は、契約者及びご家族等へ説明し、その同意を得たうえで、必要最小限の範囲で行うように努めるとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

四 担当者を置き、研修等を通じて職員に周知徹底を図ります。

⑦虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を定期的に検討していきます。また担当者を置き、研修等を通じて職員に周知徹底を図ることで、ご利用者の人権を擁護します。

⑧契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。

⑨契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間電子的に保管するとともに契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ複写物を交付します。

⑩事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供いたします。また、契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

9. 当施設の提供するサービス

<サービスの概要>

①居室

基本的には定員4名の居室になります。

②食 事

- ・当施設では、管理栄養士等の立てる献立により、栄養並びにご利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝 食： 8：00～
昼 食：12：00～
夕 食：18：00～

③入 浴

- ・週2回入浴していただきます。
- ・お体の状況に応じて機械浴槽を使用し入浴することができます。
- ・健康上の理由により入浴できない場合は、必要に応じて清拭を行います。

④介 護

施設サービス計画に沿って、排泄・入浴・食事等の介助、体位交換、移動の介助等を行います。

⑤機能訓練

機能訓練指導員により、心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。また、医務室にて診察や健康サービスを受けることができます。

⑦季節の食事

季節や行事にあわせた献立を提供いたします。

⑧療養食の提供

通常のメニューのほかに、医師の指示により一部療養食も対応しています。また、嗜好により代替食も提供いたします。

⑨レクリエーション

毎日を豊かに過ごしていただくために行事・クラブ活動等を実施しています。詳しくは予定表をご覧ください。

⑩理美容サービス

ご希望により理美容をご利用いただけます。

⑪貴重品の管理

ご希望により貴重品の管理サービスをご利用いただけます。

⑫行政手続き代行サービス

必要に応じて市県民税の申告、年金現況届等の行政手続きの代行を申し受けます。

10. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため以下の事項をお守りください。

(1) 面会

面会時間 9：00～17：00

* 来訪者は、その都度玄関にある面会票をご記入下さい。

(2) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

ただし、外泊については、1ヶ月につき連続して7泊、複数の月をまたぐ場合は連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中は、所定の料金を（介護保険から給付される費用の一部）及び居住費をご負担いただきます。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

全館禁煙とさせていただきます。

(6) 飲酒

原則として禁止させていただきます。

11. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用

することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ①要介護認定により契約者の心身の状況が自立または要支援と認定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合、またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤契約者からの退所の申し出があった場合 【下記（１）参照】
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合 【下記（２）参照】

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合は、退所を希望する日の14日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即日解約または解除し、施設を退所することができます。

- ①契約者が入院された場合
- ②事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ③事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ⑥他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料の支払が3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう勧告して、15日以内に支払われない場合
- ③ 契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が連続して3ヶ月を超えて病院または診療所に入院することが見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、居住費を含む所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院された場合等、退院時に当施設の受け入れ準備が整っていない時には併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

< 入院期間中の利用料金 >

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部及び居住費をご負担いただきます。

なお、契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意をいただく場合には、居住費につきましてはご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助

契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

(ア)適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介

(イ)居宅介護支援事業者の紹介

(ウ)その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。

1 2. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を考慮したうえで相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

1 3. 非常災害対策

災害時の対応	消防計画に基づき非常時の対応をいたします。
防災設備	スプリンクラー、火災報知器、非常通報装置を備えています
防災協定	財団法人 日産厚生会 財団法人 日本老人福祉財団 弥勒町自治会 上記の法人、自治会と平成18年4月1日防災協定締結
防火管理者	伊藤 裕巳

1 4. 安全対策担当者について

安全対策担当者	飯塚純子
終了研修	全国老人福祉施設協議会 安全対策担当者養成研修
研修終了年月日	2021年7月15日

15. 苦情の受付について

当施設のご利用者 相談・苦情窓口	竹中 美佳 石井 八重 電話 043-486-5050
市町村窓口	【佐倉市】 高齢者福祉課 電話 043-484-1771
その他窓口	【千葉県国民健康保険団体連合会】 電話 043-254-7428

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に
に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 さくら苑

管理者 林 満 印

説明者 職名 生活相談員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、
指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意いたしました。

契約者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印

(続柄)